

雇用で支える、立ち直り。



犯罪や非行をした人を雇用し、
社会復帰を支える

協力雇用主を 募集しています



犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、
事業主の方々との適切なマッチングが重要です。

そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を！
是非、協力雇用主としてご登録ください！

名古屋保護観察所 就労支援班

〒460-8524 名古屋市中区三の丸4-3-1
TEL:052-951-2941

特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構

〒462-0845 名古屋市北区柳原1-14-22
TEL:052-938-3910 FAX:052-938-3909



実際に雇うことには、
やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽くするために、
国の支援制度があります！

刑務所出所者等就労奨励金制度

(実際に雇用して下さった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

- *被雇用者の年齢により加算があります。
- *就労継続に必要な指導・助言の実施、保護観察所にその状況の報告等々の諸条件があります。
- *詳しくは、保護観察所にお問い合わせください。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

- *諸条件は左と同様です。
- ただし、被雇用者の年齢による加算はありません。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

- *労働保険に加入していることが条件です。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

- *事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

- *社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

以上、法務省・厚生労働省「協力雇用主を募集しています」パンフレットから一部転用

刑務所出所者等職場定着支援事業

刑務所出所者等及び雇用している協力雇用主の同意を得た場合、法務省が事業を委託した民間団体の就労支援員が双方に定期的に接触し、双方への相談・助言を行う等して、職場定着を図ります。職場定着支援により、短期離職者の割合が大きく減少したとの結果が出ています。

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。